

とっとり市会員利用規約

本規約は、鳥取市（以下「市」といいます。）がインターネット上で運営する鳥取市公式インターネットショップ（以下「とっとり市」といいます。）におけるとっとり市会員の登録、変更及び退会並びに会員向けサービスの利用に関して定めます。

（定義）

第1条 本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「出店者」とは、とっとり市において、取引の対象となる商品を提供する個人又は法人をいいます。
- (2) 「会員」とは、本規約に同意の上、所定の方法によりとっとり市会員登録をした個人、鳥取市ふるさと納税会員登録を行った個人及び法人をいいます。
- (3) 「取引」とは、会員がとっとり市を利用して行う商品の購入及びその他会員と出店者との間の各種行為をいいます。
- (4) 「会員サービス」とは、市がとっとり市において、会員に対し提供するサービスをいいます。
- (5) 「ユーザーID」とは、登録されたメールアドレスをいいます。
- (6) 「ポイント」とは、とっとり市内で利用できる電子ポイントをいいます。
- (7) 「本規約等」とは、本規約及びその他市がとっとり市に関して定める規約の総称をいいます。

（とっとり市会員）

- 第2条 会員は、本規約等に従い、とっとり市において会員サービスを利用することができます。
- 2 会員は、その地位及び会員サービスの利用により取得した一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできません。
 - 3 会員は、鳥取市ふるさと納税会員サービスを利用することができます。この場合において、鳥取市ふるさと納税会員サービスその他ふるさと納税に関する事項については鳥取市ふるさと納税会員規約に従うものとします。

（会員サービスの内容）

第3条 市は、会員に対し以下の会員サービスを提供します。

- (1) とっとり市での出店者に関する店舗の概要、商品及びそれに付随する情報の掲載
- (2) とっとり市で利用者が入力した注文情報の出店者への配信（配送業者のシステムにより転送することをいう。）
- (3) 会員がとっとり市において取引を行う際、会員が登録した情報及び会員の取引に関する履歴等の情報を注文画面に表示し、注文情報を入力する事務を軽減するサービス
- (4) 会員がとっとり市における自らの取引に関する履歴等を閲覧できるサービス
- (5) とっとり市ポイントサービス
- (6) その他市が会員にとって有益だと判断するサービス

(会員登録手続き)

第4条 会員登録を希望する個人は、本規約に同意のうえ所定の入力フォームに必要事項を入力することとし、その入力完了をもって入会申込みを行ったとみなします。

- 2 入会申込みを行った個人は、所定の登録手続完了後に会員としての資格を有します。会員登録手続は、会員となる本人が行うものとします。
- 3 過去に会員資格が取り消された方からの入会申込みは、お断りする場合があります。

(パスワードの管理)

第5条 入力されたユーザーID及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員以外のものが利用している場合であっても、それにより生じた損害について市は一切責任を負いません。

- 2 パスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、会員本人が責任を持って管理するものとします。

(登録情報の変更)

第6条 登録した情報に変更が生じた場合、会員は速やかに変更登録するものとします。

- 2 変更登録がなかったことにより生じた損害について、市は一切責任を負いません。
- 3 変更登録があった場合においても、その変更登録前にすでに手続された取引は、変更登録前の情報に基づいて行われます。変更内容を当該取引に反映させたい場合は、会員から市に直接連絡するものとします。

(会員サービスの利用停止及び会員資格取消)

第7条 市は、特定の会員が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該会員による会員サービスの停止、当該会員のユーザーID及びパスワードの変更又は当該会員の会員資格の取消しを行うことができるものとします。これにより会員に何らかの損害が生じたとしても、市は一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員に法令や本規約等に違反する行為があった場合
 - (2) 会員に会員サービス利用に関して不正行為があった場合
 - (3) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
 - (4) その他市が必要と判断した場合
- 2 前項のほか、会員が2年間ログインを行わなかったと認められる場合には、市は、事前に通知することなく当該会員のユーザーID及びパスワードの変更又は会員資格の取消し、削除を行うことができるものとします。

(決済におけるポイントの利用)

第8条 会員は、市が定める方法により、保有するポイントを、1ポイント1円の換算で、店舗における決済代金(商品代金、送料、手数料、消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ。)

の全部又は一部の支払いに利用することができます。

- 2 会員が前項による決済を取り消した場合、原則として当該決済に利用されたポイントが返還され、現金による返還は行われません。
- 3 会員が決済代金全額の支払いにポイントを利用し、その後決済代金が何らかの事情で減額された場合には、前項に準じてポイントの返還が行われます。ただし、会員が決済代金の一部の支払いについてポイントを利用し、減額された金額が利用されたポイントを超える場合には、当該差額について、現金での返還が行われます。
- 4 会員が決済代金の支払いにポイントを利用した後、何らかの事情により決済代金が増額された場合には、会員は増額分を任意の支払方法にて支払うものとします。

(ポイントの管理)

第9条 市は、所定の方法により、会員が獲得、使用したポイント数及びその残高を会員に告知します。

- 2 会員は、前項のポイント数に疑義がある場合には、ただちに市に連絡し、疑義の内容を説明するものとします。

(ポイントの有効期限)

第10条 ポイントの有効期限は、付与された日から2年間とし、その期間を経過する日までに利用がなかったポイントは自動的に失効します。

- 2 市は失効したポイントについての補償を行わず、また、一切の責任を負いません。

(ポイントの合算の禁止)

第11条 会員は、保有するポイントを会員間で共有することはできません。

- 2 一人の会員が複数の会員登録をしている場合であっても、それぞれの会員登録において保有するポイントを合算することはできません。

(ポイントの取消)

第12条 市は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができます。

- (1) 違法又は不正行為があった場合
- (2) 法令又は本規約等に違反した場合
- (3) その他ポイントを取り消すことが適当と認められる場合

- 2 会員がポイントを第8条による決済に利用した後に、前項の規定によりポイントが取り消された場合で、かつ当該決済にかかる商品が発送前である場合は、当該決済の対象となる取引が取消し又は保留されることがあります。

- 3 市は、取り消されたポイントについて何らの補償を行わず、一切の責任を負いません。

(換金の不可)

第13条 会員は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

(会員の退会)

- 第14条 会員が退会を希望する場合には、会員本人が所定の入力フォームに必要事項を入力することにより退会手続きを行うものとし、その手続きの完了後に退会となり、その後、会員登録に係る個人情報をとっとり市サイトから削除します。
- 2 会員が、その地位を喪失した場合には、保有するポイントの利用に関する一切の権利を失うものとし、また地位の喪失にともなって出店者及び市に対して何らの請求権も取得しないものとし、
- 3 会員が、退会した場合であっても、注文情報等は、市で管理の上、保管します。この場合、注文情報は10年間を経過した年度末に削除します。

(会員と出店者との取引)

- 第15条 市は商品情報の提供及び会員サービスを行い、会員からの当該商品に関する質問及び苦情等の受け付けを行います。
- 2 会員は、とっとり市の会員サービスを利用する場合、出店者が掲示する取引条件(店舗情報、支払金額、支払方法及び配送方法など)を十分確認のうえ、利用するものとし、
- 3 市は、とっとり市において出店者が提供する商品等(出店者が行う商品に係るサービスを含みます。)について、その品質、内容の真偽、正確性、安全性、最新性、有用性、信頼性、適法性及び第三者の権利を侵害していないことなどについて指導を行いますが、最終的な商品の保証は、出店者の責任となります。
- 4 会員からの取引の申し込みは、会員がとっとり市の注文画面等で必要事項を入力することで受領され、市が、その内容を出店者に配信することにより行います。
- 5 市は、成立した売買契約等を解除する正当な理由がある場合は、システムにより注文をキャンセル(以下「キャンセル処理」といいます。)できます。
- 6 市は、会員が正当な理由なく商品を出店者に返送した場合(受領拒否、受領不可等を含みます。)は、当該商品を受領した後、遅滞なく会員に通知し、当該商品の受け取りにつき報告をもとめるものとし、なお、当該通知をした日から起算して14日以内に受け取りに関する報告がない場合は、キャンセル処理を行うとともに、廃棄又は市が定める処分方法により当該商品を処分するものとし、この場合に生じる商品代金や送料等の損害は、会員の負担とし、市はその責任を負いません。
- 7 会員は、出店者の個人情報の取り扱いについて疑義がある場合、市に対して問い合わせを行うものとし、
- 8 返品希望は、とっとり市の返品フォームに入力することで行うことができますが、返品可能か否かについては、出店者が返品理由や返品受付可能期間(商品によって異なります)、商品の状態等を勘案し、決定します。
- 9 市は、注文内容と異なる内容で商品を送付した場合や、梱包の不行き届きで商品が破損していた場合などの出店者の瑕疵による事由により返品があった場合には、すみやかに会員に対して商品代金(送料含む)の返金又はポイントの返還を行います。

(責任の範囲)

- 第16条 市は、出店者が会員に対して提供する商品に関する取引の契約の履行についての指導

を行います。当該取引の責任は出店者が負うこととなります。

- 2 市は、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞及び中止、データの消失並びに不正アクセスにより生じた損害、その他会員サービスに関して会員に生じた損害については、一切責任を負いません。ただし、損害の原因が市の責めに帰すべき事由による場合、市は、会員が現に取引に着手していた場合における当該取引の金額を上限として責任を負うものとします。
- 3 市は、会員及び出店者に対し、適宜情報提供や助言を行うことがあります。それにより市が責任を負うものではありません。
- 4 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害について、市は一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第17条 会員サービスの利用に際して、会員に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令又は本規約等に違反すること
- (2) 市、出店者及び第三者の権利、利益又は名誉等を損ねること
- (3) 青少年の心身に悪影響を及ぼす恐れがある行為、その他公序良俗に反する行為を行うこと
- (4) 他の利用者及び第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
- (5) 虚偽の情報を入力すること
- (6) 有害なコンピュータプログラム及びEメール等を送信又は書き込むこと
- (7) とっとり市のサーバ及びコンピュータに不正アクセスすること
- (8) ユーザーID及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡すること若しくは第三者と共有すること

(クッキー等について)

第18条 市は、会員のアクセス履歴及び利用状況の調査のため、又は最適な会員サービスを提供するために、会員がサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯電話端末でアクセスした場合の携帯端末機体の識別番号に関する情報及びクッキー(cookie)の技術を使用し会員のアクセス履歴等に関する情報を収集します。

- 2 会員が会員サービスを利用するためには、前項を承諾し、クッキーを受け付けることが条件となります。そのため、ブラウザなどでクッキーを受け付けない設定を行っている場合、会員サービスの利用はできません。

(会員情報の取扱い)

第19条 市は、別に規定するとっとり市個人情報保護ポリシーに従い、個人情報を取り扱います。

(会員サービスの中断、停止)

第20条 市は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく、会員サービスの一部又は全部を一時中断若しくは停止することがあります。これに伴い、会員又は第三者に不利益及び損害が生じた場合、市はその責任を負わないものとします。

- (1) 会員サービス提供のための装置、システムの保守点検、更新を緊急に行う場合

- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、会員サービスの提供が困難な場合
- (3) 通信事業者の役務が提供されない場合
- (4) その他、運用上あるいは技術上、市が会員サービスの一時中断又は停止が必要であるか、若しくは不測の事態により会員サービスの提供が困難であると判断した場合

(損害賠償)

第21条 会員が本サービスの利用によって第三者に対して被害を与えた場合、会員は自己責任によって解決し、市に損害を与えないものとします。

(規約の変更)

第22条 市は、会員に事前に通知することなく、本規約等の変更を行うことがあります。ただし、ポイント制度の廃止及び停止並びに有効期限を短縮する場合を除きます。会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第23条 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関する一切の紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行いたします。
- 2 この規約は、平成24年10月1日から施行いたします。
- 3 この規約は、平成30年5月1日から施行いたします。
- 4 この規約は、令和2年7月29日から施行いたします。